

特別研修

月例研究会 議事録 (12 月)

2009 年度 第 8 回

報告題名 農業信用補完事業における財務の安定化に関する考察	
報告者 菅井健光	日時 12月17日 午後3時～
(所属分野) (フィールド社会技術学分野)	場所 第3講義室
座長 神浦	議事録担当者 水木
出席者 長谷部、木谷、安江、米澤、米倉、冬木、川島、工藤、伊藤、齋藤、澁谷、菅井、小山田、張、韓、デッフィ、スチン、ソ、柳瀬、宮本、カルナ、マヌルン、安部、神浦、佐々木、水木、渡邊、月僧、今野、鈴木	
報告要旨 1. 研究の背景 農業金融において、農業経営者が農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）の債務保証を受け、農協等融資機関から資金を借りやすくするための農業信用保証保険制度がある。この基金協会の運営は基金等の運用益と保証料を財源としている。しかし、基金中心の財務構造のため、バブル経済崩壊後の超低金利の継続から基金等の運用益収入が激減し、支払財源の確保が問題となっている。これに対して、国は、2006年（平成18年）度から、基金協会の経営の健全性を高めるため、健全性の判断基準の策定等による早期是正措置を導入した。 2. 問題の所在と課題 1980年代以降の経済構造の変化により、制度設計上の前提となっていた均質なこの保証制度の対象者が多様化し、その資金需要も多様化している。このため、借入金が返済出来ず基金協会が代わりに融資機関に支払う代位弁済が増加し、代わりに支払った債権である求償権の回収が低下し、保証に係るコストが増加した。支払財源の確保の問題の原因は、基金等の運用益収入の激減に加え、基金協会の保証コストが増加しているにも拘わらず、もう一つの財源である保証料が代位弁済等経費対応の純リスク部分のみで、業務運営経費対応の付加部分を含まない低料率であることによる。 支払財源を確保するためには、保険理論の導入により理論保証料率を算定し、保証料収入中心の財務安定化戦略を検討する必要があると思われる。この財務戦略の確立が本報告の課題である。 3. 本報告の考察の内容 1) 農業信用補完制度の財務状況の分析 基金協会の経常収支、保証収支及び支払・求償権償却財源を分析する。この分析では、基金協会の損益・財務を経常収支部門、保証業務収支部門及び支払・求償権償却財源部門に分割して、研究の背景としての支払財源確保の問題を分析する。このことから求償権償却財源の確保状況および代位弁済支払財源の減少傾向を分析する。以上の分析結果から、	

保証料中心の財務構造への移行の必要性に言及する。

また、基金協会財務運営上の基金の役割についての再検討を行う。基金は、保証料中心の財務構造においても、保証コストに対応する運用益収入のための財源であると同時に代位弁済の支払財源の役割を持つことについて触れる。

2) 理論保証料率の策定と損益分岐点保証料率による補正

経常収支および保証収支の状況分析から、保証料（純リスク対応部分＋経費補てんの付加部分）を中心とした財務構造による財務の安定化戦略が必要である。このため理論保証料率の算定と損益分岐点保証料率による補正について考察する。具体的には、大数の法則を前提とした収支相等の原則から理論保証料率を導く。理論保証料率の策定に伴い、収支均衡を図る実務上の適用保証料率を算定するためには、理論保証料率の補正・修正が必要である。この経営収支均衡上必要な基準として、損益分岐点分析から損益分岐点保証料率を導出する。そして、仮説としての損益分岐点保証料率で理論保証料率を補正することの有効性を検証する。

以上から、理論保証料率の策定および損益分岐点保証料率の補正が財務安定化戦略の方策の一つとなることに言及する。

4. 本報告の考察内容・方法

方法については、既存研究および既存の業務・調査等資料の整理による考察とする。

質疑・応答

神浦：保証料率が上がることによって農家が資金を借りにくくなるといった矛盾が生じると考えられるが、それについてどのように考えているか。

菅井：確かに問題はあある。運用益の低下によって、農業近代化資金等の保証料率の上限が国によって年0.7%と定められた。保証料率と保証制度利用による資金借入との関係は、市場における需要と供給のバランスに任せる部分があるのではないかと。

工藤：信用保証協会が無くなると誰がどのように困るのか。

菅井：信用保証協会が無ければ、保証人と担保が必要になる。農業者にとっては、少額の場合はそれでも借入ができるが、設備投資のように金額が大きくなると融資機関にとって、無担保というわけにはいかない。そのような場合には、農業者が困るではないか。

工藤：信用保証協会がなければ貸し渋りが生じて農業投資が上手く回らなくなるという決定的な根拠が見いだせないのだが、その点についてはどう考えているのか。

菅井：その点については今後の課題にします。

米倉：損益分岐点保証料率というのは、菅井さんのオリジナルな指標ですか。

菅井：はい、そうです。

長谷部：運用益の低下によって、保証料率を上げざるを得ないのならば、制度自体の存在意義はどこにあるのか。

菅井：この制度は、当初は農業近代化資金だけを対象に出発した。しかし、その後の農家の生活の多様化、兼業化の進行によって、対象を拡大し現在に至っている。現在は、制度の設立当初とは状況が大きく変化しているため、制度設計の変更が求められるのではないかと思う。